



水保第590号  
平成30年8月27日

一般社団法人 千葉県環境保全協議会  
会長 高瀬 太 様

千葉県環境生活部水質保全課長



千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の施行等について（送付）

土壌汚染対策行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）では、汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の設置に関する届出や許可等の規定がなく、設置の時期についても具体的に定められていません。

こうした課題に対処するため、県では、汚染土壌処理業者に対し事業計画の段階で必要な指導を行う制度等を規定する「千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」を制定し、平成30年10月1日から施行します。

つきましては、別添のとおり下記資料を作成しましたので、参考までに送付します。

#### 記

#### 1 資料

- (1) 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集
- (2) 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の概要
- (3) 汚染土壌処理業に関する手続フロー

#### 2 備考

本指導要綱の制定に当たり、平成30年3月30日から同年5月1日までの間に実施した意見募集に対する結果の公表については、以下に示した千葉県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/iken/h29/sidoyoko-iken.html>

所 属	環境生活部水質保全課
担 当	地質汚染対策班 大島
電 話	043-223-3812
メー ル	suiho4@mz.pref.chiba.lg.jp